

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 金属床による総義歯の提供

（金属総義歯）第 18173 号 徴収開始年月日：平成 15 年 3 月 28 日

金属	その他金属	上顎	下顎
04:チタン	（純チタン）	262,500	262,500
03:コバルト		210,000	210,000

（2024 年 11 月 1 日時点）